

北相木村単独補助金関係等一覧表 「令和6年4月1日現在」

（教育委員会分）

1. 北相木村学校給食補助金	北相木小学校の児童の保護者に給食費の支払額の全額を免除する。
2. 分館活動補助	各分館に活動補助金を支給 総額 990,000円
3. 地区公民館維持費補助	浄化槽等維持管理費の補助 総額 830,000円
4. 各種団体育成補助	認定を受けた社会体育・教育団体に活動補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ～9人 25,000円 10人～29人 40,000円 30人以上 50,000円
5. 青少年団体育成補助	認定を受けた青少年団体に活動費補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は10人以上、文化関係は5人以上の団体とする) ～9人 25,000円 10人～29人 40,000円 30人以上 50,000円
6. 小学生修学旅行補助	1人 20,000円
7. 山村留学生受入農家補助金	1日 4,000円
1. 山村留学受入農家住宅改造補助金	改造工事に要する費用の1/2 補助限度額 500,000円
9. 村文化財補助金	村指定文化財の管理・修理に対する補助
10. 親子山村留学父兄交通費補助金	親子山村留学で村に住所を有する者の父兄 月額 15,000円（年額 180,000円が限度） ※来村なき月は補助対象外とする。また同一月で2回以上来村の場合も補助金額は変わらない。
11. 放課後児童預かり事業	家庭の事情により児童が帰宅しても家族が留守の場合及び学校の長期休暇の時、村公民館や村民交流スポーツセンターグリーンドーム等を学習等に利用できる(登録制、無料)
12. 高校生等通学費補助	高校生等 小海駅から高等学校等の最寄りの駅までの通学定期券購入費用の 1/2 補助

*** 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。尚補助金を受けようとする際には、事前に役場へお問い合わせ下さい。事後の承諾ができない場合もありますのでご注意願います。**